

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、地震防災対策の強化等に係る国の財政上の特別措置等を全国一律基準とするなど、現行制度を見直すとともに、その拡充を図ること。
3. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業について、地域の実態を踏まえ、特例的な財政措置を更に延長すること。
4. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、早期に交付決定を行うこと。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
5. 学校 I C T環境整備について、十分な財政措置を講じること。
6. 国有の学校用地については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
7. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
8. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充

を図ること。

9. 社会教育施設等の耐震化事業等について、財政措置の拡充を図ること。

10. 学校に設置されている遊具について、その安全に関する指針や基準に適合するものに更新するため、所要の財政措置等を講じること。